


監 査 報 告 書

私たち監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、学校法人金井学園の平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)における財産状況及び理事の業務執行の状況を監査した。

監査の結果、業務の執行は法令及び寄附行為並びに諸規則に従い、理事会の決議に基づき誠実に行われており、資金収支計算書等の計算書類はいずれも適正に作成されており、学校法人金井学園の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めた。

令和元年5月24日

学校法人 金 井 学 園

監事 今井 庚四郎 

監事 渡辺 稚之 